

第4章 サービス量の見込みと成果目標の設定

1 障害福祉サービス等の見込量とその確保について

本計画では、令和3年度(2021年度)から5年度(2023年度)までの各年度における障害福祉サービス、相談支援、障害児相談支援及び障害児通所支援について、その種類ごとに必要な量を見込み、適切な実施を図ります。

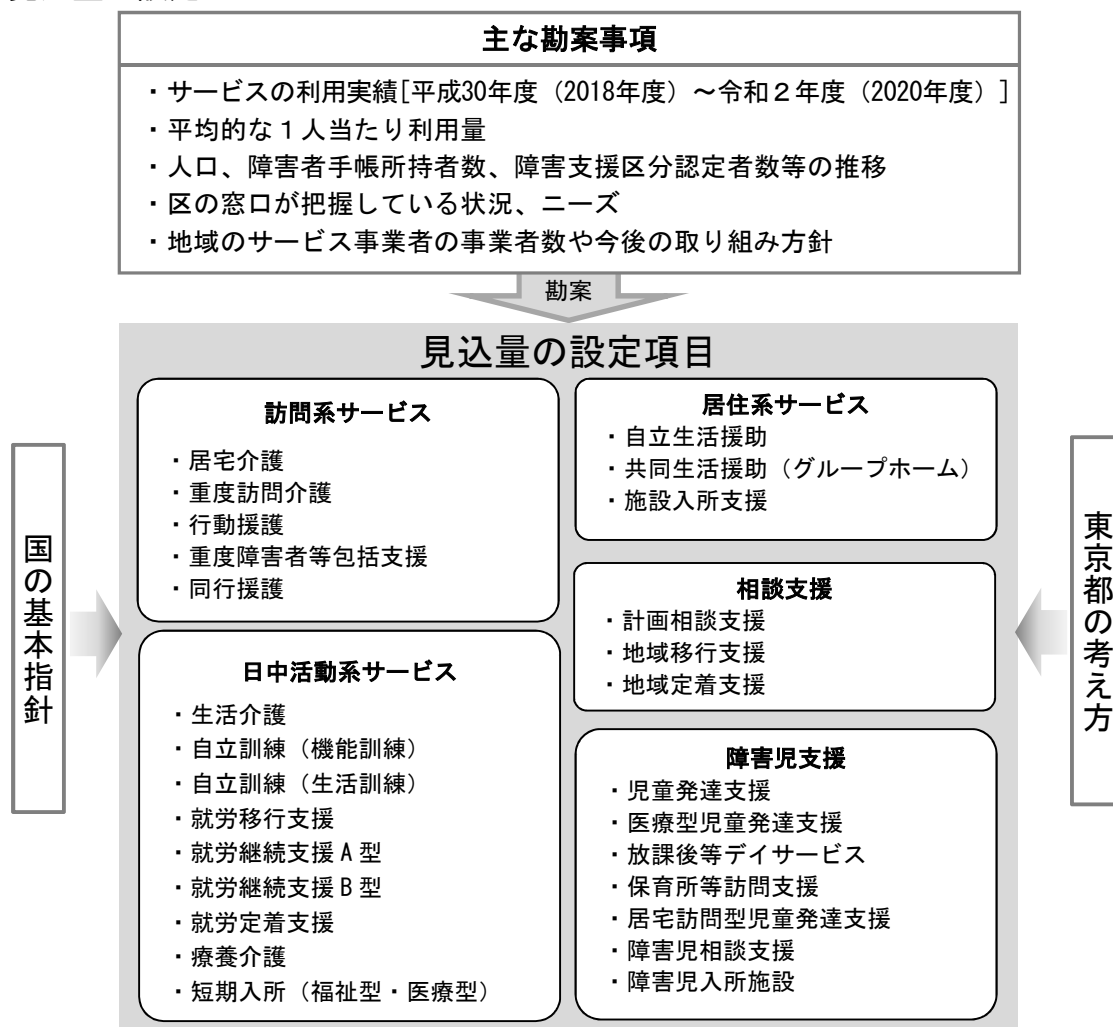
今後必要なサービス量については、国の基本指針や東京都の考え方を踏まえ、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)のサービス利用実績に基づき、障害者手帳所持者数の推移、地域のサービス事業者の今後の取り組み方針等を勘案しながら、見込量を設定^(※)しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度(2019年度)及び令和2年度(2020年度)の実績値が増加しているサービスや減少しているサービスがあります。

※見込量及び実績値は、各年度3月分(令和2年度(2020年度)の実績値は見込み)の数値です。

なお、相談支援については、実績値・見込量ともに、1月当たりの平均値です。

<見込量の設定について イメージ>



2 成果目標について

国の基本指針や東京都の考え方に即し、区では、以下の項目について、成果目標を設定します。

成果目標 1 福祉施設から一般就労への移行等	①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 ②就労定着支援事業の利用者数 ③就労定着支援事業の就労定着率 新規 新規
成果目標 2 福祉施設の入所者の地域生活への移行	①福祉施設の入所者数 ②地域生活への移行者数
成果目標 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神病床退院後の平均生活日数 ②在院期間 1 年以上の長期在院者数 ③精神病床における早期退院率
成果目標 4 相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の確保 新規
成果目標 5 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	1 つ以上の確保、機能の充実のための運用状況検証及び検討の実施回数
成果目標 6 障害児支援の提供体制の整備等	①児童発達支援センターの設置 ②保育所等訪問支援の充実 ③重症心身障害児を支援する事業所の確保 ④医療的ケア児支援のための協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 達成 達成 達成 達成 新規
成果目標 7 障害福祉サービス等の質の向上	障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制の構築 新規

新規

第 6 期に新たに追加された項目

達成

区で現在設置や実施済みの項目

※その他の項目は、第 5 期から引き続きの項目

各成果目標は、関連する障害福祉サービスの見込量の後に掲載しています。

＜障害福祉サービスの種類と成果目標＞

(1) 訪問系サービス	①居宅介護 ②重度訪問介護 ③行動援護 ④重度障害者等包括支援 ⑤同行援護
(2) 日中活動系サービス	①生活介護 ②自立訓練（機能訓練） ③自立訓練（生活訓練） ④就労移行支援 ⑤就労継続支援A型 ⑥就労継続支援B型 ⑦就労定着支援 ⑧療養介護 ⑨短期入所（福祉型・医療型）
	成果目標 1 福祉施設から一般就労への移行等 ①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 ②就労定着支援事業の利用者数 ③就労定着支援事業の就労定着率
(3) 居住系サービス	①自立生活援助 ②共同生活援助（グループホーム） ③施設入所支援
	成果目標 2 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ①福祉施設の入所者数 ②地域生活への移行者数 成果目標 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ①精神病床退院後の平均生活日数 ②在院期間1年以上の長期在院者数 ③精神病床における早期退院率
(4) 相談支援	①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援
	成果目標 4 相談支援体制の充実・強化等 成果目標 5 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
(5) 障害児支援	①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援 ⑤居宅訪問型児童発達支援 ⑥障害児相談支援 ⑦障害児入所支援
	成果目標 6 障害児支援の提供体制の整備等 ①児童発達支援センターの設置 ②保育所等訪問支援の充実 ③重症心身障害児を支援する事業所の確保 ④医療的ケア児支援のための協議の場の設置と 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの種類	
① 居宅介護	④ 重度障害者等包括支援
② 重度訪問介護	⑤ 同行援護
③ 行動援護	

見込量確保のための方策等

「居宅介護」は、精神障害で入院している方やグループホームを退居した方等の地域移行が進むことを考慮し、増加すると見込みました。

「行動援護」は、実績はわずかに増加していることから、引き続き、特別支援学校等を卒業し、サービスを新たに利用する方が微増すると見込みました。

「同行援護」は、視覚障害にかかる手帳所持者数の減少に伴い、利用者数は微減になると見込みました。

「重度訪問介護」は障害の多様化、重度化により、重度訪問介護の需要は増えていくと考えられます。実績と同様に引き続き微増していくと見込みました。

施設や病院から地域生活への移行を推進していく上で、今後、訪問系サービスの果たす役割は、ますます大きくなることが予想されます。

障害のある方が、住み慣れた地域で日常生活を安心して送れるよう、民間事業者等と連携してサービス提供基盤の整備を推進し、訪問系サービス体制の充実を図ることにより、必要なサービス量の確保に努めます。また、事業者が適正なサービスを提供できるよう、情報提供等の支援を引き続き行っていきます。

① 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「身体介護」と掃除、洗濯、買い物等の援助を行う「家事援助」等があります。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：時間分)	13,237	13,151	13,661	13,922	14,130	14,406
利用者数 (単位：人)	1,102	1,099	1,111	1,134	1,157	1,181

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害により、日常生活全般に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：時間分)	12,332	12,897	14,043	14,473	14,909	15,351
利用者数 (単位：人)	43	43	47	48	49	50

③ 行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：時間分)	400	490	459	459	510	510
利用者数 (単位：人)	8	8	9	9	10	10

④ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

現在、「重度訪問介護」等の他のサービスで支援を行っており、区内には事業所は無く、都内には1カ所です。

⑤ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の支援を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：時間分)	4,368	3,726	3,344	3,322	3,300	3,300
利用者数 (単位：人)	171	161	152	151	150	150

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの種類		
① 生活介護	④ 就労移行支援	⑦ 就労定着支援
② 自立訓練（機能訓練）	⑤ 就労継続支援A型	⑧ 療養介護
③ 自立訓練（生活訓練）	⑥ 就労継続支援B型	⑨ 短期入所（福祉型・医療型）

見込量確保のための方策等

障害のある方の特性や利用希望により、さまざまな日中活動系のサービスがあります。実績は全般的に増加傾向で推移しています。特別支援学校を卒業した方等の利用も考慮し、今後も増加すると見込みました。

「就労移行支援」は、民間企業の障害者雇用が進んでいることもあり、利用者は増加しています。精神障害の方の中でも、特に発達障害の方のニーズが増えていることから、増加すると見込みました。

「短期入所（福祉型）」は、令和元年度と令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者は減少していますが、保護者の高齢化やレスパイト等での利用の増加が見込まれるため、特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護施設の空床利用をすすめ、サービス量の確保に努めます。

引き続き、サービス提供事業者との連携・調整により、必要なサービス量の確保に努めるとともに、障害のある方が必要とする日中活動系サービスの充実を図ります。

また、中・重度の知的障害者や医療的ケアが必要な方が今後も増加傾向にあることを踏まえ、基盤整備に取り組んでいきます。

① 生活介護

日常生活全般に介護を必要とする方に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	20,315	21,280	20,215	21,337	21,599	21,878
利用者数 (単位：人)	1,118	1,131	1,157	1,173	1,187	1,202

② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	90	94	107	107	107	107
利用者数 (単位：人)	8	6	7	7	7	7

③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	430	493	631	631	650	701
利用者数 (単位：人)	32	30	37	37	38	41

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	3,237	3,996	4,919	5,339	5,759	6,179
利用者数 (単位：人)	214	249	269	292	315	338

⑤ 就労継続支援A型

利用者と事業所が雇用契約を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動やその他の活動を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	2,249	2,207	2,484	2,520	2,538	2,574
利用者数 (単位：人)	126	129	134	136	137	139

⑥ 就労継続支援B型

継続した就労の機会の提供を受け、職場内訓練、雇用への移行支援等のサービスを行います。年齢が高く雇用が困難な障害者も対象となります。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	14,381	15,249	16,406	16,978	17,460	17,942
利用者数 (単位：人)	907	957	1,002	1,036	1,068	1,100

⑦ 就労定着支援

一般就労へ移行した障害のある方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るため、企業や自宅等へ訪問等を行い、連絡調整や指導・助言等を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (単位：人)	64	88	107	119	131	143

⑧ 療養介護

医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (単位：人)	52	54	58	60	62	64

⑨ 短期入所（福祉型・医療型）

自宅で介護する方が、病気の場合等に、施設で短期間、夜間も含め入浴、排せつ、食事の介護を行います。短期入所は、福祉型（障害者支援施設等において実施）と医療型（病院、診療所等において実施）の2つがあります。

※国の基本指針により、見込量は、福祉型と医療型に分けて設定することとされています。

【福祉型】

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	1,895	2,029	1,872	1,967	2,028	2,110
利用者数 (単位：人)	158	149	155	165	170	176

【医療型】

1 月当たりの数値（各年度の 3 月分 令和 2 年度（2020 年度）は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
サービス量 (単位：人日分)	162	158	144	158	172	186
利用者数 (単位：人)	25	23	22	24	26	28

成果目標 1 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

【国の基本指針】

令和 5 年度（2023 年度）中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。

併せて、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度（2019 年度）実績の 1.30 倍以上、概ね 1.26 倍以上及び概ね 1.23 倍以上を目指すこととする。

【区の目標】

第 5 期計画では、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を 106 人（平成 28 年度（2016 年度）実績 71 人の 1.5 倍）にすることを目標としました。

平成 30 年（2018 年）4 月より法定雇用率が 2.0%から 2.2%に引き上げられ、民間企業の障害者雇用が進んでいることもあり、令和元年度（2019 年度）は、第 5 期目標値の 106 人を上回る 115 人の方が一般就労へ移行しました。よって、国の基本指針と同様に目標値を設定します。

今後も引き続き、障害者就労支援センターなどの取り組みを継続し、障害のある方の就労移行支援を推進します。

		第 5 期				第 6 期	
		平成 30 年度 (2018 年度) (実績値)	令和元年度 (2019 年度) (実績値)			令和 5 年度 (2023 年度) 末 (目標値)	
就労移行者数		122 人	115 人	1.27 倍		148 人	
内 訳	就労移行支援事業		100 人	1.30 倍		130 人	
	就労継続支援 A 型		5 人	1.26 倍		6 人	
	就労継続支援 B 型		10 人	1.23 倍		12 人	

② 就労定着支援事業の利用者数

新規

【国の基本指針】

令和 5 年度（2023 年度）における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち 7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

【区の目標】

本計画より新たに設定された項目です。

国の基本指針と同様に令和 5 年度（2023 年度）における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した方のうち 7 割以上が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

第 6 期	
令和 5 年度 (2023 年度) (目標値)	
7 割以上	

③ 就労定着支援事業の就労定着率

新規

【国の基本指針】

就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。

【区の目標】

本計画より新たに設定された項目です。

国の基本指針と同様に就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを目標とします。

第 6 期	
令和 5 年度 (2023 年度) 末 (目標値)	
7 割以上	

(3) 居住系サービス

居住系サービスの種類
① 自立生活援助 ② 共同生活援助（グループホーム） ③ 施設入所支援

見込量確保のための方策等

「共同生活援助（グループホーム）」は、利用者数の実績が増加したことを踏まえ、今後は緩やかではあるものの、増加傾向になると見込みました。

地域生活への移行や障害のある方やその家族の高齢化に伴う「親亡き後」の課題に対応するためには、地域における居住の場を拡大し、適切に確保する必要があります。

区内のグループホームは、平成 30 年度（2018 年度）から令和元年度（2019 年度）の間に、定員としては 96 名分、20 事業所増えて、軽度を対象とした施設は充足しています。今後は重度化に対応したグループホーム設置を促進し、居住の場の確保に努めます。また、主に事業者の運営支援や連絡調整を担うグループホームコーディネーターを設置しており、サービスの質の向上のための取り組みを行っています。

「施設入所支援」は、グループホーム等での対応が困難等、施設入所が真に必要とされる方が、必要なサービスを受けることができるよう、サービス量の確保に努めます。

① 自立生活援助

障害のある方の一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問等必要な支援を行います。

1 月当たりの数値（各年度の 3 月分 令和 2 年度（2020 年度）は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
利用者数 (単位：人)	38	73	79	84	90	95

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談や入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度（2020年度）は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
利用者数 （単位：人）	443	492	525	545	565	585

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度（2020年度）は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
利用者数 （単位：人）	412	422	429	433	436	439

成果目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 福祉施設の入所者数

【国の基本指針】

令和5年度（2023年度）末時点の施設入所者数を令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

（区に当てはめると、令和元年度（2019年度）末の施設入所者数422人から7人以上削減、目標値は令和5年度（2023年度）末の施設入所者数415人以下となる。）

【区の目標】

第5期計画では、平成28年度（2016年度）末の福祉施設入所者は401人で待機者数を勘案し、令和2年度（2020年度）末の福祉施設入所者を409人にすることを目標としました。

令和元年度（2019年度）末の福祉施設入所者は422人でした。待機者数は増加しており、それに伴い福祉施設入所者も増えています。入所施設の待機者は、令和2年（2020年）9月1日現在、身体障害の方は20人、知的障害の方は96人です。

令和5年度（2023年度）末の福祉施設入所者数を439人と見込みます。今後も引き続き、本人や保護者の意向を考慮し、グループホーム等での対応が困難等、施設入所が真に必要なとされる方を支援します。

平成28年度 (2016年度)末	第5期			第6期
	平成30年度 (2018年度)末 (実績値)	令和元年度 (2019年度)末 (実績値)	令和2年度 (2020年度)末 (目標値)	令和5年度 (2023年度)末 (目標値)
401人	412人	422人	409人	439人

② 地域生活への移行者数

【国の基本指針】

令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

（区に当てはめると、令和元年度（2019年度）末の施設入所者数422人から26人以上が地域生活へ移行することとなる。）

【区の目標】

第5期計画では、平成28年度（2016年度）末時点の福祉施設入所者401人から、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）の3年間で11人を地域生活へ移行することを目標としました。平成30年度（2018年度）から令和元年度（2019年度）の2年間で9人がグループホーム等の地域生活へ移行しました。

令和元年度（2019年度）末の福祉施設入所者422人のうち、ご本人の状態により、グループホーム等への移行が可能と思われる方が10人います。その10人の方を令和5年度（2023年度）末までに地域生活へ移行することを目標とします。本人や保護者の意向を考慮し、入所施設等の事業者と協力してグループホーム等への移行支援を行います。

第5期			第6期
平成30年度 (2018年度)以前 (実績値)	令和元年度 (2019年度) (実績値)	平成30年度～ 令和2年度 (2018～2020年度) (目標値)	令和5年度 (2023年度) 末までに (目標値)
6人	3人 (累計9人)	累計11人	10人

成果目標 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障害の方が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことです。

【国の基本指針】

以下の目標は東京都で設定します。

- ①精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。
- ②令和 5 年度（2023 年度）末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ③精神病床における早期退院率に関して、入院後 3 ヶ月時点の退院率については 69%以上、入院後 6 ヶ月時点の退院率については 86%以上及び入院後 1 年時点の退院率については 92%以上とすることを基本とする。

【区の現状】

国の基本指針で示されている目標値については、都道府県にて定めることとされておりますが、区では国や都と連携を取り、目標を定めて各種サービスの充実等により、引き続き、入院中の精神障害のある方の地域移行の促進に努めていきます。

令和元年度（2019 年度）に保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者を委員としている江戸川区精神保健福祉協議会を設置し、年 2 回開催しています。

内容として、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築や措置入院患者の退院後支援など精神保健事業全般について幅広く協議しています。

精神障害者の各サービスの目標値

（各年度の 3 月分）

	参考		
	平成 30 年度 (2018 年度) (実績値)	令和元年度 (2019 年度) (実績値)	令和 2 年度 (2020 年度) (目標値)
地域移行支援	17 人	16 人	16 人
地域定着支援	86 人	79 人	70 人
共同生活援助	117 人	143 人	165 人
自立生活援助	31 人	66 人	70 人

第 6 期
令和 5 年度 (2023 年度) (目標値)
16 人
70 人
195 人
83 人

(4) 相談支援

相談支援の種類
① 計画相談支援
② 地域移行支援
③ 地域定着支援

見込量確保のための方策等

相談支援サービスは、障害福祉サービスの適切な利用援助の推進を図ること、特別支援学校等を卒業した方が新たに日中活動系サービスを利用すること及び精神障害のある方が地域生活へ移行する人数が増加することを考慮して、増加傾向で見込みました。

障害のある方の地域での生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用を促進するには、ケアマネジメントによる継続した支援を行う体制を整えることが必要です。

「計画相談支援」は、サービス等利用計画の作成を必要とする方が、適切に相談支援事業所を利用できるよう、人材育成・体制の充実を図りつつ、今後の利用者数や事業所数の推移を見守っていきます。また、民間の相談支援事業所のほかに区立施設の障害者支援ハウス、希望の家、みんなの家、障害者就労支援センターでも実施し、サービス量確保に努めます。

「地域移行支援」、「地域定着支援」は、施設や病院から地域生活へ移行し、安心して生活を継続するために体制の充実を図り、グループホーム等の居住の場の確保に関する取り組みとともに、地域生活への移行及び定着を推進します。

① 計画相談支援

障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けた指定特定相談支援事業者が、サービス提供事業者等と連絡・調整を行い、サービス等利用計画を作成します。さらに、一定期間ごとにモニタリングを実施し、必要に応じて、サービス等利用計画の見直し、変更等を行います。

1月当たりの数値(各年度の1月当たりの平均値 令和2年度(2020年度)は実績見込値)

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (単位：人)	814	1,037	1,155	1,183	1,215	1,245

② 地域移行支援

障害者支援施設等福祉施設の入所者または精神科病院に入院している方が、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

1月当たりの数値(各年度の1月当たりの平均値 令和2年度(2020年度)は実績見込値)

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (単位：人)	19	17	17	17	17	17

③ 地域定着支援

施設からの退所、病院からの退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した方等地域生活が不安定な方に対し、連絡体制を常時確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等の便宜を供与します。

1月当たりの数値(各年度の1月当たりの平均値 令和2年度(2020年度)は実績見込値)

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (単位：人)	89	82	75	76	77	78

成果目標4 相談支援体制の充実・強化等

新規

【国の基本指針】

令和5年度(2023年度)末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

【区の目標】

本計画より新たに設定された項目です。

令和2年度(2020年度)に障害者福祉課を中心として、健康サポートセンターや児童相談所などの各機関と連携を図る基幹相談支援センターとしての体制を整えました。今後は相談支援体制の充実・強化等に向けて、相談支援事業所との連携強化をさらに推進していきます。

成果目標 5 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等とは、障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

機能を1拠点に集約した拠点整備型と複数の機関が機能を分担する面的整備型があります。

【国の基本指針】

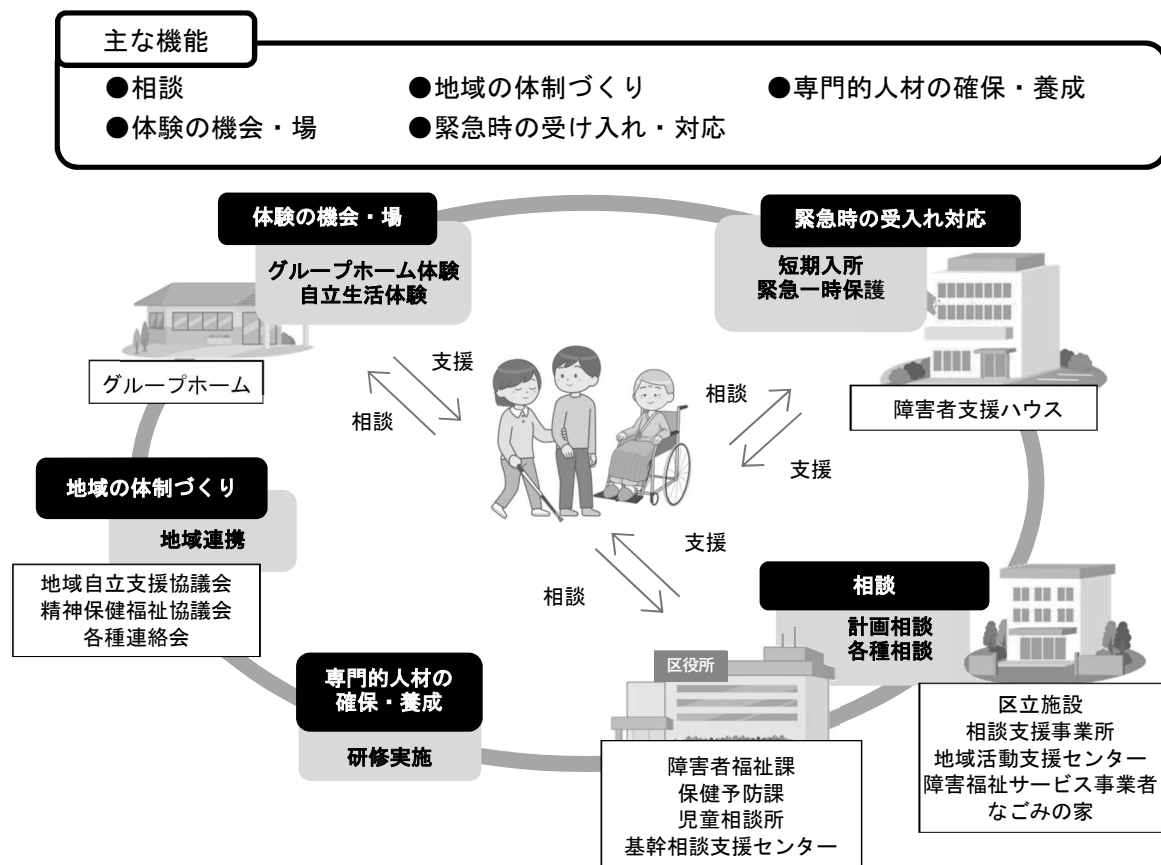
地域生活支援拠点等について、令和5年度（2023年度）末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【区の目標】

令和2年度（2020年度）に既存の相談窓口等の機能や施設を生かし、面的整備型の地域生活支援拠点として整備しました。今後は障害のある方の地域生活を支えるために相談支援事業所や各障害福祉サービス事業所等を含めて円滑な連携やネットワークを図っていきます。また、夜間・休日にも対応する障害者虐待SOS電話を設置します。

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
検証及び検討	1回実施	1回実施	1回実施

<地域生活支援拠点等の面的整備 イメージ>



(5) 障害児支援

障害児支援の種類	
① 児童発達支援	⑤ 居宅訪問型児童発達支援
② 医療型児童発達支援	⑥ 障害児相談支援
③ 放課後等デイサービス	⑦ 障害児入所支援
④ 保育所等訪問支援	

見込量確保のための方策等

「児童発達支援」は、区内の未就学児数の減少に伴い、令和4年度（2022年度）をピークに利用者数は減少していくと見込みました。今後、重症心身障害児、医療的ケア児支援を行う事業所の開設を推進していきます。

「放課後等デイサービス」の区内の児童数の減少に伴い、利用者数は減少していくと見込みました。なお、重症心身障害児、医療的ケア児支援を行う事業所の開設は推進していきます。

「障害児入所支援」は、令和2年（2020年）4月より児童相談所が開設したことにより、東京都から区へ移管されました。現在の利用者が今後継続すると見込みました。今後の推移を見守るとともに、必要なサービス量の確保に努めていきます。

障害を持つ子ども達が、地域で家族とともに健やかに成長するためには、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築が必要です。

ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、関係機関の連携・協力体制の強化により、障害児支援体制の基盤整備を図るとともに、障害の程度や種別で特に不足している事業所の開設を推進していきます。

① 児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	6,632	6,234	7,073	7,495	7,495	7,447
利用者数 (単位：人)	880	910	992	1,048	1,048	1,036

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練及び治療を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	23	9	8	18	24	30
利用者数 (単位：人)	8	4	4	6	8	10

③ 放課後等デイサービス

特別支援学校、特別支援学級等に就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	13,642	13,468	13,789	13,701	13,614	13,571
利用者数 (単位：人)	1,197	1,150	1,265	1,257	1,249	1,245

④ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児に、訪問支援員が保育所等を訪問し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	3	0	15	15	15	15
利用者数 (単位：人)	3	0	5	5	5	5

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度(2020年度)は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
サービス量 (単位：人日分)	0	0	8	12	12	12
利用者数 (単位：人)	0	0	2	3	3	3

⑥ 障害児相談支援

障害児が、障害児通所支援のサービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けた障害児相談支援事業者が、サービス提供事業者等と連絡・調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。さらに、一定期間ごとにモニタリングを実施し、必要に応じて、障害児支援利用計画の見直し、変更等を行います。

1月当たりの数値(各年度の1月当たりの平均値 令和2年度(2020年度)は実績見込値)

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
利用者数 (単位：人)	380	383	415	427	439	455

⑦ 障害児入所支援

障害児（発達障害を含む）が入所し保護を受けながら、地域・家庭での生活に必要な日常生活の指導などを受けます。福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」の2つがあります。

東京都が実施主体となっていましたが、令和2年（2020年）4月に児童相談所が開設したことにより、区へ移管されました。

1月当たりの数値（各年度の3月分 令和2年度（2020年度）は実績見込値）

	実績			見込量		
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
福祉型利用者数 (単位：人)	—	—	11	11	11	11
医療型利用者数 (単位：人)	—	—	3	3	3	3

成果目標6 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

達成

児童発達支援センターとは、児童福祉法第43条に規定された障害児の日常生活における基本的動作の指導や、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う障害児通所支援施設のひとつで、地域における中核的な施設です。

【国の基本指針】

令和5年度（2023年度）末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

【区の現状】

令和2年（2020年）4月1日に児童発達支援センターとして「発達相談・支援センター」を開設しました。

② 保育所等訪問支援の充実

達成

保育所等訪問支援とは、児童福祉法第6条の2の2第5項に規定された保育所等を訪問し、障害児とその他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う事業です。

【国の基本指針】

令和5年度（2023年度）末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

【区の現状】

令和2年（2020年）4月1日に開設した「発達相談・支援センター」で保育所等訪問支援を実施しています。

また、発達相談・支援センターでは、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の支援プログラムを実施します。また、今後、家族等に対する支援として、ペアレントメンターの養成やピアサポート活動推進事業等を検討していきます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数 (単位：組)	60	70	70

③ 重症心身障害児を支援する事業所の確保

達成

【国の基本指針】

令和5年度（2023年度）末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

【区の現状】

令和2年（2020年）9月末現在、区内に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は3カ所あり、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は1カ所あります。

④ 医療的ケア児支援の関係機関協議の場の設置と

達成

新規

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいいます。

医療的ケア児等に関するコーディネーターとは、医療的ケア児の支援を総合調整する役割を行います。

【国の基本指針】

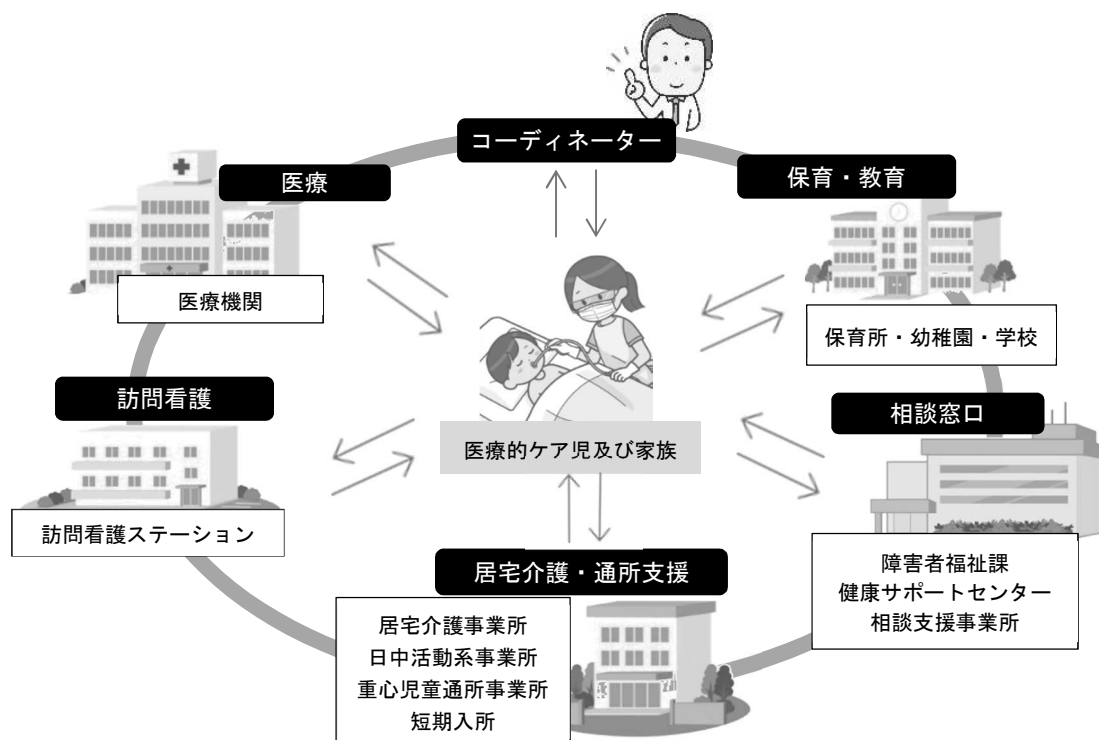
令和5年度（2023年度）末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【区の目標】

医療的ケア児の支援に関し、実際に支援を行っている関係部署と連携し、令和2年度（2020年度）に保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場を設置しました。

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、本計画より新たに設定された項目です。医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置します。

<医療的ケア児支援の関係機関協議の場 イメージ>



(6) サービスの質の向上に向けた取り組み

成果目標 7 障害福祉サービス等の質の向上

新規

【国の基本指針】

令和5年度（2023年度）末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。

【区の目標】

本計画より新たに設定された項目です。

サービス等の質を向上させるための取り組みとして行っている障害福祉サービス事業者に対する集団指導・個別指導及び相談支援専門員に必要な知識の習得や事例研究による課題解決能力の向上を目的とした人材育成のためのブラッシュアップ研修を継続することを目標とします。